

第 47 号議案

豊後大野市職員の給与に関する条例の一部改正について

豊後大野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 3 月 23 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

住居手当のうち持家に係る手当を廃止したいので、この案を提出するものである。

## 豊後大野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市職員の給与に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項ただし書中「第 3 号又は第 4 号」を「第 2 号」に改め、同項第 1 号中「第 3 号」を「次号」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「（次号において「単身赴任手当支給職員」という。）」を削り、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を削り、同条第 2 項中「又は第 2 号」を削り、「第 3 号又は第 4 号」を「第 2 号」に、「又は第 2 号に掲げる額及び第 3 号又は第 4 号」を「及び第 2 号」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「前項第 3 号」を「前項第 2 号」に、「第 1 号」を「前号」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の豊後大野市職員の給与に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第 18 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 2 号の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの間は、なお効力を有する。この場合において、旧条例第 18 条第 2 項第 2 号中「3,400 円」とあるのは、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は「3,200 円」と、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は「3,000 円」と、平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間は「2,800 円」と、平成 33 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの間は「2,600 円」と、平成 34 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの間は「2,300 円」と、平成 35 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの間は「2,000 円」とする。